

産業建設常任委員会審査概要報告書

委員長 筏井 哲治

- I 開催年月日 令和 2 年 12 月 14 日（月）
II 会議時間 午後 1 時 00 分～午後 2 時 45 分
III 出席委員等 [出席委員] ◎筏井 哲治 ○中村 清志 坂林 永喜
金平 直巳 樋詰 和子 金森 一郎
高畠 義一
(水口 清志委員は病気療養のため欠席)
(◎…委員長 ○…副委員長)
[説明員] 別紙名簿のとおり
[委員外議員] なし
[事務局職員] 西本 幸夫 松本 武司 六土 幸拓
[傍聴者] なし

IV 審査の概要

1 付託議案について

- 議案第 131 号 令和 2 年度高岡市一般会計補正予算（第 5 号）のうち本委員会所管分
議案第 133 号 令和 2 年度高岡市工業団地造成事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 137 号 令和 2 年度高岡市水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 138 号 令和 2 年度高岡市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 139 号 令和 2 年度高岡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 140 号 高岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例を定める条例の一部を改正する条例
議案第 144 号 工事委託契約の変更について（高岡市公園照明灯 LED 化業務委託）
議案第 145 号 財産の譲与について（建物）
議案第 146 号 財産の譲与について（建物）
議案第 147 号 財産の譲与について（建物）
議案第 148 号 財産の譲与について（建物）
議案第 149 号 指定管理者の指定について（高岡市福岡にぎわい交流館）
議案第 150 号 指定管理者の指定について（高岡市中心商店街活性化センター）
議案第 151 号 指定管理者の指定について（道の駅万葉の里高岡）

及び

- 議案第 161 号 財産の処分について（土地）

以上、議案第 131 号のうち本委員会所管分、議案第 133 号、議案第 137 号から議案第 140 号、議案第 144 号から議案第 151 号まで及び議案第 161 号の計 15 件は、全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した。

〈 審査の過程における質疑等は次のとおり。 〉

（ 以下、質疑・質問内容は ○ 、答弁内容は △ で表示 ）

【議案第 131 号のうち、除雪事業費について】

- 除雪時、雪捨て場の確保には大変苦勞する。市ではこれまでも自治会組織に雪捨て場の確保を要請してきた経緯があるが、その進捗状況は。
- △ 現状では、なかなか進捗していない。令和 2 年度においては、民有地の他、市の未利用地も含めた調査を行い、雪捨て場を確保するよう努めてきたが、今後も雪捨て場の確保が難しいため、状況に応じ、早めの排雪による対応を検討したい。
- 特に、まちなかの雪捨て場については悩ましい問題で、各自治会は非常に苦慮している現状がある。明日から降雪の予報が出ており、早めの排雪に徹することをお願いしたい。（要望）
- 圧雪対策の考えは。
- △ 圧雪の対応には、相当の労力が掛かるため、平成 29 年度の降雪以降、早めの除雪に取り組んできた。今後も早めの除雪を行うことで、圧雪を作らないよう進めたい。
- 降雪が多い山側の地域に対し、これまでも除雪車両を増やして対応してきたが、その体制の考えは。
- △ 現状では、適正な距離で除雪車両を配車しているが、大雪になると山側は除雪が難しくなる。令和 2 年度から除雪車両に GPS を搭載したことで、対応状況をリアルタイムで把握できることから、除雪作業が遅れている路線については、応援体制をしっかりと作りたい。
- 道路脇の雪が多いと国道、県道、市道が交差する箇所において、一方通行状態になってしまうことが多くあるが、その箇所の除雪は、最終的に市が行うことになるのか。
- △ 富山冬季交通確保連携会議において、国、県とも交差点の除雪を連携して行うこととしているが、国道については、排雪を伴う除雪車を含め、3 台程が並んで除雪することから、そこに排雪できる車両が無いため、最終的な除雪を行っている市が、現地のパトロールなどで現地の状況を確認し、対応している。今冬の除雪についてもしっかりパトロールし、交差点の排雪を進めたい。

【議案第 131 号のうち、消雪施設整備事業費について】

- この事業費は、民間消雪への助成事業か、公設の整備か。また、民間消雪への助成事業であれば、いくつの消雪組合に対する助成なのか。公設ならば、何カ所の整備を想定しているのか。
- △ 公共施設の整備に係る補正である。高岡駐車場内の既設の取水設備等を他の施設

へ新たに移設することとなっており、今後の状況によっては、他の公共施設の消雪設備の老朽化対策にも充てたい。

○ 公共の消雪設備を整備するとのことだが、民間からの設置等に対する補助の要望状況は。

△ 民間消雪については、これまで補助金交付要綱等を改正し、周知を行い、沢山の相談を受けている。これらについては、現在の予算内で、順次、対応できている状況にある。今後、消雪設備の老朽化等が進めば対応が必要と考えている。

○ 要望には、概ね対応できているということか。

△ 市民からの個別の要望はよく聞くが、個人単位に対してできる対応ではなく、道路の沿線の住民が一体となってあげられた要望に対応している。

【議案第 144 号 工事委託契約の変更について(高岡市公園照明灯 L E D 化業務委託)について】

○ 市街灯が L E D に切り替えられてから、時間が経っていないが、ある場所の市街灯が消えていると自治会等から聞いたため、状況を確認したところ、点滅器の劣化が原因とのことだった。この点滅器は北陸電力株式会社が管理しているとのことだが、このような事例は多く発生しているのか。また、迅速に対応しなければ、せっかく取り付けた L E D が生きてこない。請負業者としっかりと連携し、対応すべきと考えるが、見解は。

△ 市街灯 L E D 化事業において、ご指摘の事案は数件確認されている。灯具を取り替えてすぐに L E D が切れることは、自動点滅器の不良によるもので、市街灯 L E D 化事業の請負業者から、北陸電力株式会社に対し、対応を求めている。件数が増えたと、北陸電力株式会社においてもすぐに対応ができず、2 週間程度待つ状況になっているが、市街灯の L E D 化の請負業者と北陸電力が連携し、早急な対応に努めている。

【議案第 151 号 指定管理者の指定について(道の駅万葉の里高岡)】

○ 指定期間は 2 年間となっているが、この期間とした理由は。

△ 国において、道の駅を拠点とした、地方創生や観光を推進する動き、また、民間においても道の駅を拠点とした、まちおこしなどの流れがある。道の駅には、休憩施設、地域振興、情報提供の場などの機能があることから、指定期間の 1 年目で現在の事業内容を精査、検討し、それらを反映させ、2 年目に次の指定管理の募集をかけるため、2 年間としている。

【議案第 161 号 財産の処分について(土地)について】

○ I C パーク高岡の土地の売却について、売却価格 5 億 4,000 万円の価格設定に至った背景は。

△ 県内で同時期にいくつかの産業団地の整備も行われていたことから、整備費の圧縮に努め、平米単価を近年の市内における産業団地の分譲単価とほぼ同等額の 18,100 円に設定したものである。

- 地元への雇用効果をどのように想定をしているのか。
- △ 議案の可決を得られれば、建屋が建ち、雇用が進んでいくものと考えている。先に分譲、竣工し、創業を開始している企業を含め、また、新規雇用を要件としている企業立地助成金を利用されれば、雇用効果は大いに期待できる。
- 税収への効果の見通しは。
- △ 土地、建物、償却資産が大半を占めていることから、固定資産税に大きな効果があると考えている。土地については、取得の翌年から税収が入り、この後に、建屋、機械等が入り、創業が開始されることで、固定資産税としての収入が具体的な形として見えるものになると考えており、大いに期待している。
- 企業誘致による経済波及効果は。特に、他業種への波及効果は。
- △ ICパークには、様々な業種の企業に進出していただいている。誘致を進める際に、新規進出を検討している企業に対して先に進出した企業をお知らせしており、そのことも含め新規進出に繋がったのではないかと考えている。このことから、今後、他業種との連携による相乗効果も期待している。
- 全国各地の企業誘致の状況を見ていると、全国各地で景気変動の折に、誘致した企業が経営方針の転換によって、自治体と事前協議もなく撤退する事例がある。これは地域経済への影響が大きいという、公金を投入し、誘致した企業に対し、自治体は、当然、協議を求めることが出来ると考えているが、見解は。
- △ 契約に際し、転売については禁止条項として設けている。原則、事前の協議が無く企業が撤退することがないように、連携を密にとって進めているところであり、今後も進出企業と細かな連絡をとっていきたい。

〔討論〕

(議案第 161 号に賛成の立場から)

全国各地で景気変動の折に、誘致した企業が経営方針の転換によって、自治体と事前協議もなく撤退する事例があると聞く。そのようなことがないように、これからも誘致した企業と協議ができる環境をつくってほしい。

2 報告事項について

〈 当局から、次のとおり報告・説明があった。 〉

〔産業振興部〕

- (1)第 2 期高岡市産業振興ビジョン (素案) について
- (2)第 3 期高岡市観光振興ビジョン (素案) について
- (3)第 3 期高岡市農林水産業振興プラン (素案) について

〈 委員から、次の質疑等があった。 〉

【第2期高岡市産業振興ビジョン（素案）について】

- ビジョンの財源的な裏付けは。
- △ 当該ビジョンは、高岡市総合計画第4期基本計画及び第2期高岡市総合戦略の下位計画にあたるため、その財政フレームに沿って、順序だてて検討を進めていくものである。また、臨機応変な対応が求められる際には、ビジョンの体系図に沿って対応したい。
- ビジョンは産業振興委員会にも提起されると思うが、その委員会の開催は、年間1回のみであり、中間的な総括や進捗状況、構成メンバーの意見を聞くことなどを考えると、最低でも年2回以上開催すべきと考えるが、見解は。
- △ 令和元年に開催した産業振興委員会において、「市のビジョン策定の際、専門的な知見からご意見をいただくため、協議会を設置してはどうか」との意見を受け、委員会に10名の委員で構成する協議会を設置し、検討を重ねることとし、令和2年度においては、年4回の開催を予定している。最終的に令和2年度末に開催を予定している産業振興委員会に協議会での結論を諮ることとしている。
- 事業承継の推進として、「金融機関、産業支援機関との連携強化による事業承継のシーズ発掘」としているが、金融機関については、最近心配される動きがある。菅政権の下で政府と日本銀行が連携し、地方銀行を再編する動きが加速している。株式会社大和総研の調査によると、地方銀行と都市銀行を合わせて、今後数年間でおおよそ約1,000店舗の削減が計画されている。地域で信金や信用組合が無くなれば、中小企業が資金繰りに困ることになる。貸し渋りにあえば、他の相談先が無くなるといった問題が出てくる。来年の通常国会には、地方銀行が合併する際の費用を補助する法案まで準備されている。これらは地域経済にとってマイナスであると考えている。市長会等を通じて、地方銀行再編に待ったを掛けるべきと考えるが、見解は。
- △ ビジョンの策定の協議会委員に金融機関の方もいることから、ご指摘の点も含め、必要に応じて協議されるものと心得ている。
- 地方銀行の再編は、目前まで迫っている。金融機関においては、お金を貸すだけでなく、コンサルティング機能も求められている。中小企業への経営指導、事業承継のアドバイスなど、金融機関は重要な役目を担っている。産業振興委員会には金融機関の委員もいること、また、ビジョンでは、金融機関との連携強化も打ち出しているので、さらに骨太の方針として位置付け、議論を重ねてほしいと考えるが、見解は。
- △ 地方銀行については、金融機関の経営体質や体力など、総合的な見地から、国において、様々な施策の方向性を検討しているところと考えており、それらの動向に注視しながら、協議会委員にも状況を伝えながら協議したい。
- 現下のコロナ大不況の状況を踏まえると、ビジョンの計画期間については、短期、中期、長期の計画が必要と考えている。コロナの収束は見通せず、今後、半年や一年程度は掛かるものと考えている。様々な支援施策が打ち出されているが、年を越すことができるのかと悩む事業者もいる。国の持続化給付金は一回のみとされ、複数回の支給を求める要望が、知事会や市長会で複数回出されている。また、支給対

- 象となる売上の要件についても 2020 年 1 月以降で売上が前年同月比で 50%以上減少した月がないと対象にならないなど、厳しいものがあるが、中小企業を存続させることをビジョンの重要な柱に位置付ける必要があると思う。国の支援の考え方も色濃くビジョンの中に入れなければコロナ大不況は乗り切れないと考えるが、見解は。
- △ 持続化給付金は、国の施策として行われ、市長会などを通じて、これまでも複数回給付を含め、要望してきた。本市のこれまでの対策は、地元経済、国、県の状況を注視し、連動しながら取り組んできた。支援策をビジョンの中で具体化するかにについては、コロナ禍である現在の状況を 5 年間の計画期間の中でどのように捉えるか協議会委員の意見を伺いながら、検討したい。
- 事業者が年を越せるかは、切迫した問題である。岡山市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上減少している岡山市内事業者に、事業継続のための支援金を支給する事業を実施しており、申請の必要書類は、申請書、売上台帳、振込先の通帳、身分証の写しのみで、商工会議所が審査をするといった非常に簡略な形になっている。国の制度は複雑、多岐で時間が掛かり、基準が厳しいことから使い勝手が悪いということからも、これからコロナの大不況に対応するため、国の施策と同時に本市における直近の支援策もビジョンで具体化できないのか。
- △ 融資制度は国、県を通じて、実質、無利子、無担保となるような融資制度が実施されているところであるが、国においては、令和 2 年度末までの期間延長や申請に係る売り上げの要件について、直近 1 カ月の売上実績を過去 6 カ月の平均売上とするなど、要件を緩和している。本市としても、融資認定を迅速にするため、金融相談の受付時間の延長も含め、年末年始においても万全の体制で取り組みたい。また、コロナ禍における対応をプランにどう盛り込むかについては、外部の協議会委員からの意見も出ており、今後、その取り扱いを再度協議したい。
- 国の融資制度では、無担保、無保証、無利子と言いながら融資の現場では担保を必要とされる実態があると聞いている。本来の融資が活きるように行政が気を配っていただきたい。(要望)
- 中小企業・小規模企業者への経営支援の強化については、既存の企業をどのように活かすか、市の部局間の連携の問題がある。例えば、市内の印刷業界は自治体クラウドの移行によって、帳票類の統一規格が計られることで、印刷業務の受注が自治体クラウド導入業者に集中し、印刷業界が除外される動きが出ている。そうすると雇用も失われるということにもなりかねない。地元企業の育成のために、これまで市が発注する物品や工事について、地元企業を優先させてきたが、デジタル化の下での弊害が出ている。これらの弊害も含め、地場産業、地元中小企業の育成をビジョンに載せていかないとビジョンが空文化すると思うが、見解は。
- △ ビジョン体系図の中において、技術革新や I O T の導入が、人口減少の中で経営を持続していくための有効な一つの手法として含まれている。それらの弊害も想定し、ビジョンの中で有効活用するという意見は出ている。また、デジタル化の技術導入は、ソサイエティ 5.0 という国が示す未来社会のコンセプトに向けて避けて通れないものと捉えていることから、ビジョン策定の中でも十分協議したい。

【農業振興プランについて】

- コロナの影響で外食産業が振るわず、米の需要が激減し、米価が暴落、生産農家が疲弊しているとの報道があった。農業者から、米価暴落を止めるため、国による備蓄米の追加買入れが求められているが、このことに対し国は、慎重な姿勢を変えていない。プランの中では、水田のフル活用の推進による経営力の強化を掲げているが、国の政策と連動しているのか。
- △ 外食産業が振るわないことに関わらず、少子高齢化や人口減少によって、米の需要が減っている。米の需給調整がうまくいっていないということについては、国でも対策を取っており、水田のフル活用においては、加工用米・飼料用米等、主食用米以外の米や、麦・大豆等米以外の穀物、或いは、園芸作物の振興に取り組んでいるところである。本市としても国、県と連携しながらそのような水田のフル活用等で適正な農作物の育成などを盛り込んだプランを策定することとしている。

3 閉会中の継続審査について

本委員会の所管事項について、閉会中も継続して調査する必要があるため、会議規則第 104 条の規定により、委員長から議長に継続審査を申し出ることとした。

4 その他

- 次回の常任委員会の開催について
2月9日（火）午前10時に開催することが報告された。

〈 委員から次の質疑等があった。 〉

【高岡地域地場産業センターの御旅屋セリオへの移転後について】

- 御旅屋セリオ移転前のセンターには、観光バスを利用した、県外からの利用者が多かったが、現在、コロナの感染拡大により、売り上げに大きな影響を与えている。そのことから地元の方々にもセンターを利用してもらう必要があると考えているが、移転後の賑わいづくり、売上などの状況をどのように受け止めているのか。
- △ 主に地場産業の振興拠点としてのセンター自身の機能強化及びモノづくり体験というコト消費の創出、また、まちなかの賑わい創出を目的として、関係者の協力と理解の下、センターの移転が実現した。令和2年10月3日にオープンして以来、多くの方々にお越しいただいており、中でも県内の学生を中心に、ものづくり体験の利用が多く見受けられ、そのことが賑わいの創出にもつながっていると感じている。また、売上についても、同様である。しかし、オープン当初の賑わいを今後、如何に継続させるかということが重要であり、今後、初めて来場される方だけでなく、リピーターを獲得するためにも飽きさせないイベントの提供や展示方法の工夫が必要であると考えている。まちなかの御旅屋セリオに、多業種が集積している利点を活かして、今後、まちなかのセリオならではの打ち出しを行うなど、現状に甘んじることなく、今以上に工夫を凝らす必要があると考えている。移転後のセンターの特色として、高解像度の撮影や配信が可能な、「スタジープ」の活用など、引

き続き、賑わいの創出、売上の向上に工夫を凝らしていきたい。

○ センター跡地利用の取り組みは進められているのか。

△ センター跡地は、公益財団法人高岡地域地場産業センターが所有する土地、建物であるため、その取扱いについては、公益社団法人及び認定等に関する法律に基づき、センターにおいて適切な措置を行う必要があると定められている。センターについては、本市のみではなく、県や県西部の各市、また、産業団体の出資により設立されたものである。このことから、センターが所有する財産については、法人を所管する県とも協議を進めながら、センターの定款に基づき、センターの評議員会においてその取り扱いを決定していくものと承知している。今後、センターにおいて、具体的な方向性が固まれば、本市としても必要な対応を取っていきたい。

【国がトンネル管理者に義務付ける県内 119 カ所の定期点検対象について】

○ 健全と判定されたのは、県内 1 カ所、早期修繕を要するものは、73 カ所であることが国土交通省のまとめで分かったが、市内の状況は。また、整備にあたり、予算や人員に問題はないのか。

△ 本市で管理しているトンネルは、全部で 3 カ所ある。平成 30 年度に国の点検要領に基づき点検を実施した結果、3 カ所のトンネルで目地部のコンクリートの浮きなどが見つかったため、早期に修繕が必要との判定区分に診断されている。本市では、橋梁やトンネルを含めた修繕計画を作っており、優先順位を付けて計画的に進めている。また、その費用については、国の補助金を活用しながら、既存の予算の範囲内で対応する予定であり、今後、維持管理へシフトすることもある。本市のメンテナンスに掛かる予算や人員等への大きな問題はないと考えている。

【雇用調整助成金について】

○ 雇用調整助成金の期間が令和 2 年 12 月末から令和 3 年 2 月末まで延長されることになり、厳しい経営状況にある中小企業者への周知が大切であると考えているが、見解は。

△ 雇用調整助成金については、令和 2 年 11 月下旬に特例措置を延長する発表があったところであり、厳しい経営状況にある中小企業者への周知は大切であると考えている。国でもホームページや報道などを通じて周知しており、本市としても引き続き、ホームページや企業宛てのメールマガジン等を通じて、周知を図りたい。また、毎月第 4 木曜日に御旅屋セリオ内において社会保険労務士による、労務管理の相談会も開催している。雇用調整助成金をはじめとした助成金の活用についても相談が受けられるため、あわせて周知したい。

【コロナ禍での中小企業支援について】

○ 中小企業者支援のために、既に受付が締め切られている富山県事業持続化・地域再生支援金の期限延長を県に要請すべきと考えるが、見解は。

△ この支援金については、新型コロナウイルス感染症拡大における新しい生活様式、或いは、県民の行動変容に対応しながら、経営を持続可能なものとするとともに、

新たな発展につなげようとする事業者を支え、県全体の地域再生に資することを目的に、県において創設された制度であり、これまでに2度申請期限を延長されている。この支援金は、国の持続化給付金の需給を要件としており、持続化給付金については、全国市長会を通じて期限延長の要望を行ってきたところである。県の富山県事業持続化・地域再生支援金は、11月16日で受付を終了していることから、今後、県に対し、コロナの状況を踏まえ、必要に応じて、経済対策等を要請したい。

【住宅リフォーム助成制度について】

- コロナ禍で疲弊している地域経済の活性化に向けた、住宅リフォーム助成制度については、県内では、黒部市、魚津市、全国では数百の自治体で取り組まれているおり、その事業の波及効果は非常に大きいものと聞いているが、本市においても制度を創設すべきと考えるが、見解は。
- △ 本市の住宅リフォーム支援については、たかおか暮らし支援事業、空き家賃貸活用支援事業、空き家改修支援事業などで支援を行っているところである。令和元年度には、たかおか暮らし支援事業において、対象エリアをまちなか区域から居住誘導区域に広げるなど、制度の拡充を行ってきたところである。また、令和2年度には、空き家の賃貸活用に向けた改修支援制度として、空き家賃貸活用支援事業を創設し、既存ストックの活用促進に向け、取り組んでいるところであり、市民が利用しやすいよう、制度を見直している。
- 新潟県内の7自治体では、住宅リフォーム制度の財源として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用している事例がある。本市においてもその交付金を財源として活用すべきと考えるが、見解は。
- △ 本市のリフォーム支援事業の財源としては、国の社会資本整備総合交付金、また、県の補助金を活用しているところである。今後は、各リフォーム支援事業の利用状況等を踏まえ地域経済の活性化の視点や、国の補正等の動向を見ながら新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用についても含めて検討していきたい。
- 県や市が取り組めば、景気への波及効果等にさらに良い影響を与える事例もいくつかあり、全国に制度の広がり動きがみられる。住宅リフォーム支援については、本市としても努力し、一定程度、前進していると思うが、先行事例の調査研究を進めてほしい。(要望)

【経営資源引継ぎ補助金について】

- 事業譲渡の売り手と買い手の双方に最大600万円資金を供給する「経営資源引継ぎ補助金」の活用状況は。
- △ 国において公募されていた経営資源引継ぎ補助金については、中小企業者の事業再編、事業統合に伴う経費の一部を補助し、経営資源の引継ぎを目的として、中小企業庁において実施されたものである。県内では、第1次募集で12件、第2次募集で9件、合計21件採択されたと伺っている。しかし、経営資源引継ぎに要する経費の補助は事業の特性から高い秘匿性が求められており、市町村別の採択件数や

採択社名については、同事業の公募要領に基づき、国からは一切公表できないとされているため、本市の活用状況は、把握できない。

○ 制度の周知の取り組み状況は。

△ 本市では、以前より経営支援の引継ぎを目的に、事業承継に関する取り組みとして、事業承継の際に発生する贈与税、相続税の納税猶予及び免除制度、融資制度など、国の優遇税制を紹介している。国や県の融資制度については、同制度のみの周知に限らず、ホームページを通じて産業支援機関や金融機関と連携を図りながら、その対象となる人、ならない人を問わずPRに努めてきているところである。

○ 制度の周知の強化を。

△ 国においては、事業承継を推進するため、税制の支援制度を講じるとともに、各都道府県にワンストップ窓口として、事業引継ぎ支援センターを設置し、相談対応や事業承継計画の策定支援など、支援制度の活用促進に取り組んでいる。本市としても富山県の事業引継ぎセンターを中心に、県商工会議所や金融機関などの各産業支援機関との連携により、周知活動を進めているところである。今後、さらに利用が見込まれる方に向け、本市主催のセミナー等の場面において、経営資源引継ぎ補助金など、各種経済的な支援制度を周知し、事業承継の一層の後押しに努めたい。

【上下水道事業の包括業務委託について】

○ 業務委託への移行で、技術力の低下、危機管理能力の低下の懸念はないのか。

△ 上下水道局では、市民のライフライン事業を担っており、供給されて当たり前、非常時に、いかに早く復旧するかを念頭に置きながら業務計画を組んでいる。その一方、現在の人口減少の状況を踏まえると、全てを上下水道局の直営とするわけにはいかない。高度に専門化している部分もあるため、業務委託は避けて通れないと考えている。仮に業務委託を行う場合においても最終的な責任は、委託者である上下水道局にあり、緊急時においても対応できる範囲の技術力と危機管理能力を確保することを前提に業務委託の内容を精査している。

○ コロナ禍等、非常時のもとでの危機管理体制の確立について、事業継続のための要員確保対策は万全か。

△ 令和2年11月30日において、災害対策実施本部の立ち上げ訓練を行った。その中では、本部内での感染を防止する観点から、人が集まらない状況になった場合にもリモートによる情報伝達ができるよう、ICT機器を活用し、災害対策実施本部と出先機関をリモートでつなぐ会議運営を行った。仮に本庁舎において、災害対策実施本部の立ち上げができない場合においても、他の施設で災害対策実施本部を立ち上げることができるような体制をとっている。また、現場からの映像でリモートによる指示を出す訓練も行っている。災害発生時、通常の流れであれば、まず一時的に上下水道局が対応し、近隣市町、中部地方、全国の順に応援を求める体制を日頃から組んでいるが、コロナ禍ということもあり、その点については、マニュアルの見直しを行っているところである。

○ 事業者への管理・監督体制は万全か。

△ 上下水道事業の業務の内、民間の力が発揮でき、経営基盤の強化や安定的な事業

の継続に繋がる業務を包括業務委託としている。水道事業については、徴収業務を委託し、令和3年4月からは、新たに給排水関連、メーター管理、管路の漏水調査を加えた包括業務委託にする予定である。水道料金の関連業務については、上下水道局の一階の一面に委託業者が事務所を構え、受付から料金徴収までの業務を担っている。局職員と同じフロアの中で業務をすることで、日々、お客様対応や業務内容について、調整や指導が図られており、管理監督、適正な業務遂行がされている。令和3年度から包括業務委託により、新たにいくつかの業務委託が加わるが、これまでと同じ環境下での業務になると想定している。また、令和2年4月から開始している下水道事業の包括業務委託では、浄化センターポンプ場等施設の維持管理、運転管理を併せてそれぞれの施設に掛かる動力費、薬品費、焼却施設などへの経費について、調達から支払いまでを行っていただいている。その中で施設の運用状況、業務の執行状況については、業務に精通した職員によって、しっかりと報告やミーティングが行われている。さらに上下水道局によるモニタリングも実施しており、適正な水処理、運転管理が図られている。このように、今後の上下水道事業の包括業務委託に関しても、適切な業務委託がされるよう、万全の体制で進めたい。

○ 専門職員の人材育成、技術の継承・発展は図られているのか。

△ 現在、上下水道事業に関する技術や知識、ノウハウを保有する定年退職を迎えたベテラン職員については、会計年度任用職員制度を活用して再雇用し、日頃から共に業務を行うことで、若手職員へ技術の継承を図っている。また、上関庁舎に実習施設を設け、ベテラン職員の指導の下、漏水調査や漏水修理、洗管作業などの技術講習を行い、技術力向上に努めている。また、令和元年度に開催された、日本水道協会、日本下水道協会などの関係団体主催の講習会や研修会などの参加実績は、延べ400名となっている。さらに、呉西6市合同の技能体験研修や高岡市管工事業協同組合と共催して実施している研修会の他、上下水道局災害時対応訓練では、リモート通信による情報収集訓練を受託業者が参加して実施するなど、業界及び地域全体でレベルアップを図っている。その他、職員の資格取得についても、給水装置工事、配管技能者や大型特殊自動車運転免許の取得の他、車両系建設機械運転技能講習や玉掛け技能講習を受講するなど、人材育成及び技術の継承を図っているところである。

○ 市民からの苦情、要望の聴取・対応の体制は万全か。

△ 市民からの問い合わせについては、電話、または、水道メーター検針員を通した相談が多くみられるが、引き続きすべてに対し、真摯に対応したい。

【コロナ禍のもとでの水道料金の減免について】

○ 令和2年度の減免及び支払い猶予の件数、金額の実績は。

△ 減免については、新型コロナウイルス対策として、市内事業者に対して、7月から12月までの6カ月間業務用の水道利用料金について、免除しているところである。11月末の実績として、12,907件、41,902,000円（税込）である。また、支払い猶予実績については、43使用者、4,379,600円（税込）であり、猶予分の料金納付については、使用者と協議する中で、対応している。

- 減免については積極的に取り組みを強化すべきと考えるが、見解は。
- △ 利用者から申請無しで、できる限り簡易な形にするため、事務局で当初から調定を起こさない形で減免を行ってきた。国や県においては、今後の補正予算で様々な体制を取られていくものと考えている。その中で、本市の上下水道局として対応可能なものについては、積極的に対応していきたいが、これは、一事業体で決定することではなく、市全体の中で何に着目すべきかの議論が必要になるため、市全体の流れの中で、対応を検討していきたい。

【道路、街路樹、公園の維持管理の民間委託方針について】

- 住民からの苦情、要望の聴取・対応の体制確立への考え方は。
- △ これまでも道路や街路樹、公園の維持管理に関する苦情や要望については、市で受付対応してきた。令和２年度からは土木維持課において、道路パトロールを民間委託したところであるが、住民からの苦情については、従来と変わらず市で受付けている。それらについては、引き続き、市で対応し、市民サービスの向上に努めたい。
- コロナ禍のもとでの事業者への管理・監督体制はどうなるのか。
- △ 受注業者において感染者等が確認され、業務の実施が困難となった場合には、受注業者の振替や市職員で対応する等、切れ目なく業務を遂行し、支障がないように取り組みたい。
- 専門職員の人材育成、技術の継承・発展への取り組み状況と今後の対応は。
- △ 近年、技術職員が減少し、現場経験の不足や技術的な継承が懸念されている。現在、退職した職員を再任用や嘱託として雇用し、助言や指導をいただいている。また、国や県が開催する研修会や講習会へ参加しているところである。また、本市では、全国約６万人の公務員等が参画している全日本建設技術協会の地方単独組織となる全県高岡で、技術研修会や現場研修会等を実施しているところである。まずは、令和３年度から部分的に民間事業者に委託する業務について、官民それぞれの担当者同士で意見交換等の機会を設け、今後、技術的な情報交換もしていきたい。さらに、県職員や近隣市の職員と技術交流や情報共有等の機会を設ける他、ＡＲやＩＣＴなどの先端技術の活用、本市と連携協定を締結している大学との連携事業なども検討していきたい。

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

産業建設常任委員会 当局説明員（１８名）

産業振興部長	福 田 直 之	都市創造部長	堀 英 人
産業振興部次長	柳 原 隆	都市創造部次長	根 上 幹 雄
産業企画課長	新 保 貴 之	都市創造部次長 参事	竹 内 悟
商業雇用課長	表 野 勝 之	花と緑の課長	有 栖 友 広
観光交流課長	長 井 剛 志	道路整備課長	山 森 久 史
農業水産課長	須 田 稔 彦	土木維持課長	広 田 利 和
福岡総合行政センター所長	柴 田 文 夫	上下水道事業管理者	黒 木 克 昌
福岡総合行政センター次長 地域振興課長	末 坂 進	上下水道局次長	嘉 信 和 昭
産業建設課長	堂 田 康 弘	総務課長	亀 岡 勝 彦